



情報(第 112 号)



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

周南市中須北の大黒天（山口県棚田 20 選、令 2.12.31）。

令和 2 年改正の年金制度



ここしばらく、ハラスメントの解説を連続してきました。表題の件について比較的大きな改正がされ（令 2.6.5 公布）、その一つに厚生年金保険の標準報酬月額上限改定があります。これは、本誌 97 号で取り上げたところですから、その他の改正について連続して解説します。ただし、国民年金部分を除きます。

1 在職者の特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金は、本来、65 歳支給となっているところ、過渡的に 65 歳未満でも受給できる世代があり、これを特別支給の老齢厚生年金と呼んでいます。老齢厚生年金は、現役を引退した後のものであるが、伝統的な考えですし、65 歳未満は就労期間と位置付けされています。そのため、在職中（厚生年金保険の被保険者）は、受給する年金額が一部停止となることがあります。

具体的には、標準報酬（標準報酬月額＋直前 1 年間の標準賞与額の 1/12）と年金月額の合計が 28 万円を上回る場合、賃金 2 に対して、年金 1 が停止されます。

その意味は、働けば働くほど年金の停止額が増えても賃金と年金の合計額が増加する工夫がされているということです。

2 65 歳未満の在職老齢厚生年金

65 歳未満で、老齢厚生年金を受給されている方の半数強が支給停止の対象となっています。一方、標準報酬と年金月額の合計が 28 万未満で支給停止となっていない方も多く存在しています。

この在職中の老齢厚生年金についての相談で、「どうしたら年金が支給停止とまらない働き方になるのか」というものが多く、その選択をしようとするれば、就労時間や日数を減らして（就業調整して）、標準報酬と年金月額の合計が 28 万未満となるようにすることになります。働き手が減少することになり、企業側にとっては困惑する事態です。

例えば、年金月額が 10 万円とすると、標準報酬が 18 万円を超えると年金が一部支給停止されます。8 時間労働、時間給 1,000 円の方であれば、20 日出勤すると 16 万円となりますから、老齢厚生年金を全額受給することは、熟練労働者が相当に安売りして働くことになるのです。

3 老齢厚生年金を受給しないと損？

収入は、給与であれ年金であれ多いほど生活が安定することが当然で、給与が多いので年金受給が少ないことは損にはならないはずです。

しかし、わざわざ厚生年金保険の被保険者とならないパートタイマー（週 30 時間未満の勤務）として、老齢厚生年金を全額受給する方もみられます。これでは、健康保険の保障もないし、厚生年金保険に加入して将来の年金額を増加させることもできなくなります。健康保険・厚生年金保険では、その保険料を半額企業が負担

してくれる大きな恩典を放棄していることにもなるのです。

最も、働いて 10 万円、働かなくて 5 万円なら 5 万円の方がよいとの人生観ならば、健康保険・厚生年金保険の被保険者とならないで老齢厚生年金を全額受給する選択は理解できます。でもですね一、働くことそれ自体が喜びで、健康増進、社会貢献に寄与することをどう評価するのでしょうか。前記人生観は、当職からは、損な生き方としか思えないですね。

また、老齢厚生年金の支給停止は、国が支給することを渋っているのではないか、との不信感も根強くあるように感じます。そうではなく、公的年金は、現役世代の負担で年金受給者を支える仕組みですから、負担する後世代を慮るということなのです。

当職は、間もなく 63 歳になり、特別支給の老齢厚生年金が受給できることになります。現在、命があって、仕事をさせてもらえることに感謝して、老齢厚生年金の一部支給停止となる方向です。

4 制度改正

今回の制度改正では、1 の 28 万円を 47 万円に引上げることになりました。これは、65 歳以上の方と同じ仕組みになり、これですと少々働いても老齢厚生年金は全額受給できることになります。

現在、標準報酬と年金月額合計が 28 万を超えて老齢厚生年金が一部停止されている方は、67 万人で、47 万円に引上げることで一挙に 46 万人の方が全額受給できる構図となっています。

この改正がされた主な理由は、就業調整されていることを考慮したこと、制度を単純化してわかりやすくすること、女性の特別支給の老齢厚生年金について支給開始年齢引き上げを支援することにあります。

5 施行期日

令和 4 年 4 月から施行されます。何故、法律が公布されてから 2 年程度要するのかについては、システムの修正にかかる期間を見込むからです。年金の給付システムは、非常に精緻、かつ、複雑でその分、修正には長い時間を要します。

6 変容する年金制度

年金制度は、時代の伸展に伴って、その都度必要な課題を克服する改正が避けられません。

私見として、この度の改正は、現役を引退した後のものであるという伝統論、65 歳未満は就労期間と位置付けしたこと、結果として反する内容で、後世代の負担も考慮すると、疑問なしとは言えません。

年金制度の研修会開催募集中、研修講師を受託しております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>